

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3098号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



摩周湖の夜明け (北海道弟子屈町)

もくじ		
● ● ● 随情 想報	● ● ● フ情政 ォーラム 報策	● ● ● 政活 策動
町村Navii…	一般財源総額2.0%増の64兆円…交付税、臨時債も増…2020年度総務省概算要求…	令和元年8月豪雨及び9月台風災害に関する緊急要望を実施…
県・近隣市町村と共に進めるまちづくり…	「半農半X」で豊かなライフスタイルが実現できる町を目指して…	少子化の現状と町村における結婚支援の取組…
奈良県町村会長・高取町長 植村 家忠…	都道府県町村会長の略歴…	地域少子化対策重点推進交付金を通して自治体の取組を後押しします…
(15)(14)(10)	内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当…	(9)(7)(5)
	福岡県香春町…	(2)

コラム

まちむらホテル 注目

フリーアナウンサー 青山佳世

今、地域活性の切り札として注目を集めているのが、イタリアの小さな農村で生まれた「アルベルゴディフソ」(分散した宿)と呼ばれる取組だ。日本では「分散型ホテル」と呼ぶ。イタリアには小さな村の中、どこを歩いても美しい家々と風景が続ぎ、温かい笑顔の地元の人がいる。大切にして磨いてきた村の風景である。空き家などをリノベーションして宿泊施設にし、その土地ならではの食事や地域の人たちとの会話を楽しみ、まちむら全体をホテルに見立てて楽しむというものである。

抱える課題は日本も同じ。廃屋は、観光地では景観を損ない、防犯上問題がある。農村では「農家民宿」という、家を改築して旅人に泊ってもらい、野菜の収穫を体験したり、触れ合いを楽しむというグリーンツーリズムが各地で展開され人気を集めてきた。ところが先日知り合いの農家民宿の方から、「主人も私も歳をとって体力的にも続かなくなり辞めることになりました…」との便り。長年温かい農家ならではのおもてなしで人気だったのが、農作業に加え、宿泊対応と大変な労力だ。個人の経営では、商店の後継がないことと全く同じ課題が生まれていた。そんな中、特区を経て、2018年に旅館業法が改正され、ホテル、旅館でフロント機能の代替が認められ、離れた建物を一つのホテルと見立てて営業許可を受けることができるようになり、いくつかの事業者がすでに運営を始め、成功を遂げている。まちむらホテル(青山流の名前)は地域の総合力そのもの、ビジネスと温かさを両立できるこの仕組みがどう発展していくか楽しみである。

この度の台風19号での被災にあたり、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧に向けて、みんなそれぞれできることでエールを送りたいと思います。

写真キャプション

摩周湖は、神の湖とも言われる神秘的場所。世界でも一級の透明度を誇る湖水に、空の青が映りこんで生まれる独特の色は「摩周ブルー」と呼ばれている。カルデラ湖としては国内第6位の表面積を有し、日本を代表するこの美しい湖は、多くの人々を魅了し続けている。

活 動

自由民主党



▲岸田政調会長 (右から2人目) に要請する荒木会長 (左から2人目)、永原副会長・会長代行 (左端)、岩田副会長 (右端)

内閣府



▲武田内閣府防災担当大臣 (左から2人目) に要請

総務省



▲長谷川総務副大臣 (中央) に要請

令和元年8月豪雨及び9月台風災害に
関する緊急要望を実施

全国町村会

全国町村会は、本年8月の佐賀県等九州北部を中心とした豪雨災害、9月の台風15号による千葉県、東京都島しょ部等での猛烈な風水害などの発生を受け、10月8日、荒木泰臣全国町村会長 (熊本県嘉島町長)、永原謙二副会長・会長代行 (福岡県大任町長)、岩田利雄副会長 (千葉

県東庄町長) が、自由民主党及び関係省庁に対する緊急要望活動を行った。 「令和元年8月豪雨及び9月台風災害に関する緊急要望」 (次頁参照) は、河川の氾濫や家屋の屋根損壊が多数発生し、多くの住民が今も避難生活を余儀なくされている被災地域

の状況にかんがみ、また、今後の台風・大雨等による被害の拡大を防止するため、①被災者生活支援、②激甚災害の早期指定、③大規模停電対策、④農林漁業・商工業への支援、⑤低平地対策及び油流出対策の徹底など、⑥公共土木施設・公共施設、医療施設・福祉施設等の災害復旧、

⑦災害廃棄物の処理、⑧地方交付税等の財政支援1の8項目を求めるもの。 荒木会長、永原副会長・会長代行、岩田副会長からは被災町村の被害状況や現場の窮状、課題を直接伝え、国による迅速かつ万全の支援のほか、補正予算等が必要となるものについては早期に措置するよう強く要請した。 ※「令和元年8月豪雨及び9月台風災害に関する緊急要望」は全国町村会WEBサイトにも掲載しています。

活 動

令和元年8月豪雨及び9月台風
災害に関する緊急要望

8月の佐賀県等九州北部を中心とした豪雨災害、9月の台風15号による千葉県、東京都島しょ部等での猛烈な風水害など、大災害が頻発している。

これらの災害では、各地において記録的な雨量・風速が観測され、河川の氾濫や家屋の屋根損壊が多数発生し、多くの住民が今も避難生活を余儀なくされている。

佐賀県大町町においては、農地、商店街、住家等の広範囲に及ぶ浸水に加え、工場からの油流出により、速やかな排水排除が困難な状況となり、長期間油を含んだ滞水が生じ、家屋が油臭や床上浸水に晒される結果となった。

また、千葉県鋸南町をはじめ千葉県内の町村、並びに東京都大島町をはじめ島しょ町村においては、暴風雨により、屋根の損壊が多数発生するとともに、その後の雨で家屋が浸水し、また、長期間の停電・断水・通信網不通により、住民生活や地域の産業経済に甚大な被害が発生している。

この間、消防、警察、自衛隊による広域応援や政府による救援活動、

物資・人的支援など、各般のご支援をいただいているところであるが、被災町村においては、これまでになり広範かつ甚大な被害に加え、町村の人員や財政基盤は極めて脆弱であり、また、中山間地域や離島などの地域事情を抱えた町村もあることから、国による格別の支援が必要とされている。

よって国においては、現下の被災地域の状況にかんがみ、また、今後の台風・大雨等による被害の拡大を防止するため、下記の項目について万全の措置を講じるとともに、このうち特に補正予算等が必要となるものについては早急に措置いただくよう、強く要望する。

1. 被災者生活支援について

不安を抱える中、避難を余儀なくされている住民の生活支援等を行うため、引き続き自衛隊や国の職員などによる幅広い支援を継続すること。

また、被災した全ての地域において、人口規模に関わらず等しく被災者生活支援制度を弾力的に幅広く適用するとともに、災害救助に係る応急費等や災害援護資金貸付金等の支援を拡充することで、日常生活に大きな支障が生じないよう支援するこ

と。
被災者生活再建支援法などの支援策の適用要件について、「半壊」「一部損壊」なども対象に加えることで、早期の生活再建に資するようにすること。

被災者の生活再建の第一歩となる罹災証明書発行のための被害家屋の調査については、専門知識が必要となることから、早期発行が可能となるよう人員派遣の充実策について検討すること。

2. 激甚災害の早期指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害（本激）の指定を早期に行うこと。また、「激甚災害」に指定されなかった場合においても、被害状況に応じた財政援助及び助成措置について特段に配慮すること。

3. 大規模停電対策について

鉄塔・電柱倒壊や倒木などによる停電、通信途絶、断水など最重要のライフラインが失われ、災害対応及び住民生活、地域の産業経済に多大の影響が生じたことから、今後こうした事態が発生することがないよう、関係機関・事業者等による対策促進について、国において必要な措

置を講ずること。
また、それでもなお不測の事態より、大規模停電が発生した場合の早期の復旧対策については、この度の災害の教訓を踏まえ、災害発生時の被災状況の迅速な把握と情報共有を行い、電力会社のほか関係機関が連携協力し、一日も早い復旧にあたる体制構築を確立すること。この間、孤立する被災住民へのきめ細かいサポートについても、広域応援・救援体制の構築等により、万全の対応を行えるようにすること。

4. 農林漁業・商工業への支援について

甚大な被害を受けた農林漁業や商工業については、被災した生産施設や商業施設等の応急対策や復旧、事業再開に向けた特段の対策を講ずること。

とりわけ、営農等の再開が困難な農林漁業者等に対しては、生活再建を最優先に被災者に寄り添った支援策を講ずること。

また、商工業者に対しては、激甚災害の種類の如何にかかわらず、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を適用すること。

活 動

5. 低平地対策及び油流出対策の徹底などについて

低平地においては、海の潮汐の影響を大きく受け、大雨洪水時は特に自然排水が困難となるため、抜本的な排水対策などを講じること。

また、工場からの油流出は、洪水被害の長期化・悪化を招き、農産物等への影響も大きく、国においても風評被害対策に万全を期するとともに、今後、同様な油流出事故が生じないよう万全な対策を講じること。

6. 公共土木施設・公共施設、医療施設・福祉施設等の災害復旧について

公共土木施設、農管用施設の災害査定を迅速かつ柔軟に実施するとともに、十分な事業費を確保することとともに、災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保・対象拡大並びに、償還金に対する交付税措置の拡充を行うこと。

また、災害復旧事業の実施にあたっては、現状復旧だけでなく、再び災害が生じないよう事前防災の視点も入れ、改良復旧を積極的に推進すること。

特に、ボタ山の崩壊防止対策に万全を期すること。

医療施設・社会福祉施設・学校教

育施設等も甚大な被害が発生しており、早期復旧・再開できるように必要支援を行うこと。

7. 災害廃棄物の処理について

膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早急に処分するため、被災市町村の費用負担について十分な財政措置を講じること。

また、災害に伴って発生した海上漂流物・海岸漂着物・海底堆積物の回収、処分についても必要な支援を行うこと。

8. 地方交付税等の財政支援について

被災町村の財政負担の急増に対処するため、特別交付税による財政措置を講じること。

◎ 町村週報ご購読のご案内 ◎

「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1、500円（送料込み）

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になれていますか

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部 (kouhou@zck.or.jp) までお願いいたします。

政 策

少子化の現状と町村における結婚支援の取組

～地域少子化対策重点推進交付金を通じて自治体の取組を後押しします～

内閣府 子ども・子育て本部 少子化対策担当

少子化の現状

我が国における少子化の進行は、深刻さを増しています。平成30年の出生数は過去最少の91万8、397人で、戦後の第1次ベビーブーム期の269万6、638人（昭和24年）の約3分の1となり、出生数から死亡数を引いた自然増減数はマイナス44万4、085人と過去最大、合計特殊出生率も1・42と人口置換水準（2・06）を大きく下回っています。

出生率の低下の大きな要因として、未婚化・晩婚化の進行が挙げられます。これは、我が国における婚外子の割合が約2%と低く、結婚と出産が密接に関係しているためです。未婚者（18歳～34歳）の9割近くが「いずれ結婚するつもり」と考えているにもかかわらず、50歳時の未婚割合は上昇傾向が続いており（平成27年は男性23・4%、女性14・1%）、必ずしも結婚に関する希望が実現できていないことがうかがえます。

政府としては、平成27年3月20日に閣議決定された少子化社会対策大綱に「結婚に対する支援」を新たに盛り込み、結婚を希望する人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望す

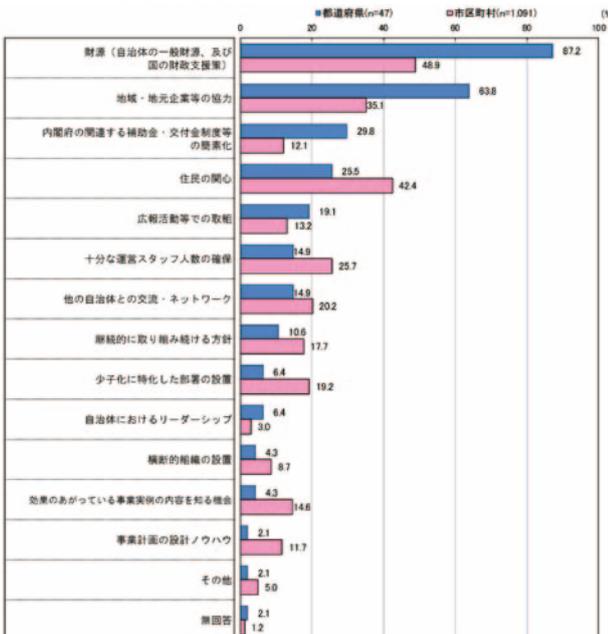
る数の子どもを持てるような環境を整備し、一人一人が結婚や子育てについての希望を実現できる社会をつくることを少子化対策における基本的な考え方の一つとしているところです。

少子化が地方に及ぼす影響

地方における少子化は、人口減少問題として喫緊の課題となつています。人口減少は、地方の経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下（公共サービス水準の低下・商店街の衰退等）を招き、更なる人口流出を引き起こす悪循環をもたらすことになりま

す。これらの状況を踏まえ、現在多くの自治体では、少子化・人口減少対策として、結婚支援に取り組んでいます

図1 結婚に対する取組を推進するにあたり必要不可欠なもの



出典：地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査報告書（平成29年度内閣府委託事業）

地域少子化対策重点推進交付金による支援

このように、自治体が結婚支援をしようとする時に課題となる財政面ですが、自治体の取組を財政面で後押しする内閣府の支援として、地域

が、全額一般財源を充てることは町村にとって財政的負担も大きくなりません。実際、内閣府が平成29年度に行つた「地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査」において、「結婚に対する取組を推進するにあたり必要不可欠なもの」の第一位は都道府県・市区町村ともに「財源」となっています（図1）。

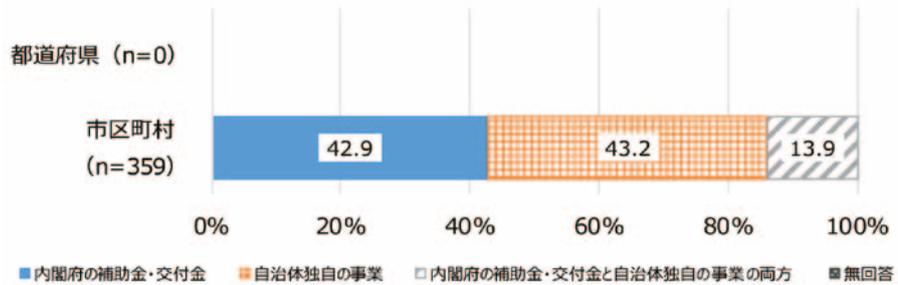
政 策

少子化対策重点推進交付金があります。この交付金は、自治体の「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成の取組」を支援（補助率：1/2または2/3）するものですが、今回は、そのメニューの一つである「結婚新生活支援事業」について御紹介します。

結婚新生活支援事業は、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る「コスト」（家賃、引越費用等）を一世帯当たり上限30万円まで補助する事業で、その2分の1の15万円までが国庫補助の対象となります（※1）。結婚支援策の一つとして、多くの町村において新婚世帯に対する「結婚祝い金」等を支給する事業が行われていますが（図2）、これまで町村単独事業として全額一般財源から支給していた「結婚祝い金」等に代えて、この事業を活用することで、自治体の財政的負担を軽減することも可能です。また、この事業は、人口流出という課題を抱える自治体において、移住・定住を促進する取組としても注目されています。

この結婚新生活支援事業は随時募集しており、本年度（令和元年度）中の実施も可能ですので、詳細につ

図2 新婚世帯に対する給付・助成等の事業の分類



※新婚世帯に対する給付・助成等を「実施していた」と回答した359市区町村において
 出典：地域少子化対策強化事業の効果検証と事例調査報告書
 （平成30年度内閣府委託事業）

※1 夫婦共に34歳以下、夫婦の合計所得が340万円未満の世帯が対象。自治体独自に要件を緩和・厳格化することも可能（緩和分は一般財源で対応）。

地域少子化対策重点推進交付金
その他の活用事例

前述の結婚新生活支援事業の実施にあたっては、事業を町村内で十分周知することが重要になります。周知に係る広報費用（PR用のポスター・チラシ）（図3）やテレビCMの作成費等）についても、地域少子化対策重点推進交付金を活用することができま

また、町村における婚活イベント（※2）や婚活のためのスキルアップセミナー、結婚支援ボランティアの育成等にも、本交付金を活用していただくことが可能です。（※3）。

少子化対策は国や都道府県だけでなく、地域の実情と課題を最も良く把握している市町村において、面的に広げていくことが重要です。内閣府としても、その取組を積極的に後押ししてまいりますので、今回御紹介した交付金の詳細等について、御不明な点などありましたら、内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当までお気軽にお問い合わせください。町村から直接の御相談でも結構です。

おわりに

電話 03-6257-1463
（直通）



図3 結婚新生活支援事業のPRチラシ（地域少子化対策重点推進交付金を活用して作成）

- 1 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2019）」
- 2 厚生労働省「人口動態調査」（2017年）
- 3 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」（2015年）
- 4 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2019）」

政策解説

一般財源総額 2.0%増の64兆円 ＝交付税、臨財債も増＝

— 2020年度総務省概算要求 —

総務省の2020年度予算概算要求は、一般会計で19年度予算比3・4%増の17兆1928億円となった。概算要求と合わせて公表した地方財政収支の仮試算によると、地方交付税の総額は、地方自治体に配る「出口ベース」で4・0%増（63398億円増）の16兆8207億円。それでも必要な財源が確保できないため、赤字地方債である臨時財政対策債は増加する見込み。交付税や地方税、臨時財政対策債など自治体が自由に用途を決められる一般財源の総額は、2・0%増（1兆3000億円増）の64兆円と試算した。

膨らむ社会保障費

一般財源総額については、政府の経済財政運営の基本指針「骨太の方針」に19年度から21年度までの3年間は、18年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると明記。仮試算はこの考えを踏まえた。不交付団体の水準超経費を除いたベースでは1・7%増（1兆円増）の61兆7000億円となる。

交付税の総額が前年度を上回ったのは、一般会計からの繰り入れ分、特別会計での加算分ともに交付税の総額を積み上げる財源が確保できると見込んだためだ。仮試算は、自治体が翌年度の地方財政の姿を見通しやすくするために毎年の概算要求に

合わせて作成するものだ。一定の前提を置いて機械的に試算したものであり、今後の経済状況の変化などにより、年末にかけての予算編成過程で数値が変動する可能性がある。

仮試算によると、歳出は、給与関係費は0・4%増の2兆4000億円。国家公務員の月給を0・09%、ボーナス（期末、勤勉手当）を0・05カ月それぞれ引き上げを求めた19年人事院勧告を踏まえ、地方公務員の給与も同様に引き上げられるとの前提を置いて算出した。

一般行政経費は、4・5%増の4兆2000億円と見込んだ。高齢化に伴う社会保障費の増加が大きな要因。自然増のほかに、消費税率引き上げを通じた充実分や、幼児教育・保育の無償化をはじめとした「人づくり革命」の施策に対応する経費が

膨らんだ。一般行政経費のうち、地方創生を後押しするための「まち・ひと・しごと創生事業費」は前年度と同額の1兆円と仮置きした。投資的経費も同額の13兆円との前提を置いた。公債費は、1・4%減の11兆7000億円とした。建設地方債の発行が近年減少している傾向を踏まえた。

歳入は、地方税が41兆円と、2・1%（8000億円）伸びるとの見通しを立てた。内閣府が公表した経済財政の中長期試算で示された名目成長率を用いて計算したもので、地方譲与税を加えた「地方税等」では43兆6000億円を見込んだ。

国庫支出金は、社会保障費の増加に対応して4・9%増の15兆4000億円。地方債は1・1%増の9兆5000億円で、このうち臨時財政対策債は3・2%増の3兆4000億円とした。臨時財政対策債が増えるのは、社会保障費の増加などで歳出規模が拡大し、交付税と税収では賸り切れない財源を確保する必要があるためで、年末の予算編成過程で、最終的にどこまで抑制できるかが注目される。

各自治体で20年度から会計年度任用職員制度が導入されるのに伴い必要となる歳出の扱いは、予算編成過

政 策

程で検討する。同制度の導入により、原則として事務補助などを担う一般の非常勤職員を会計年度任用職員として採用し、期末手当を支給できるようにするが、各自治体では給与関係費の増加が見込まれている。

消費税率引き上げに合わせて導入される新たな税込格差は正策で生じる財源の使い道についても、予算編成過程で検討。新たな正策は、大都市に集中する法人事業税の一部を国税化し、特別法人事業譲与税として地方に手厚く再配分する仕組み。

財源不足4・7兆円

交付税の詳しい算定基礎を見ると、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる「入り口ベース」の額は4・3兆増(6756億円増)の16兆2266億円となっている。このうち、所得、法人、酒、消費の国税4税の一定割合を交付税原資に充てる法定率分は、減額精算分を差し引いた額を2・7兆増の15兆7079億円と試算した。

一般会計では法定率分に加算を行い、入り口ベースの額をはじき出すが、このうち、法定加算等は、ほぼ倍増の5187億円。財源対策債の発行などでも埋まらない財源不足を

国が一般会計からの臨時財政対策特別加算で、地方が臨時財政対策債の発行で半分ずつ負担し合う「折半ルール」の対象は19年度地方財政対策で11年ぶりに解消された。

ただ、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還などで、引き続き地方財政では巨額の財源不足が生じる見込みで、地方交付税法の規定に基づき、総務省は、法定率の引き上げを事項要求に盛り込んだ。財源不足は、仮試算ベースで4兆7000億円に上るとした。

交付税特別会計では、入り口ベースの額に加算・減算を行い、出口ベースの額を算定する。加算要因としては、法人住民税の一部を国税化して交付税として配り直す地方法人税は10月に規模が拡大されるため、4831億円増の1兆1707億円となった。地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金は、19年度で活用できる額を使い切ったため、ゼロ。19年度は4215億円あった前年度からの繰り越し分もゼロとした。

減算要因としては、交付税特別会計借入金の償還計画を踏まえた償還額として前年度と同じ5000億円と、借入金利子として2・8兆減の770億円を計上した。これらを足

し引きした特別会計の加算額は、5・7兆減の5941億円となる見込みだ。

また同省は、地方財政収支の仮試算に加えて、20年度の地方財政の課題を公表。1点目は、幼児教育・保育の無償化など人づくり革命の実現や、防災・減災、国土強靱化のほか、地方創生の推進に向けた取組が各自体で進められるよう、安定的な税財政基盤の確保を挙げた。地方創生については、年末に策定される国の次期総合戦略を踏まえ、地域の自主性、主体性を最大限発揮できる取組の推進を求めた。

2点目は、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化に向けた取組を挙げた。税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税法系の構築に加え、新たな偏在是正措置で生じる財源の使い道は「地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用」と改め

て強調した。
3点目は、業務プロセスや情報システムの標準化などで事務を効率化する「スマート自治体」の推進と、財政マネジメントの強化。次世代通信規格「5G」をはじめ、「Society 5.0」を支える情報通信

インフラの整備を進めるとともに、公共施設の適正配置や老朽化対策の推進、財政状況の「見える化」、水道事業や下水道事業といった公営企業の経営改革に力を入れる必要性を取り上げた。

5G展開支援に重点

同省の20年度概算要求のうち、交付税を除いた一般歳出は、19・2兆増の7682億円となった。このうち恩給費は、受給者の減少を踏まえ、15・6兆減の1671億円を要求した。その他政策的経費は、20年度に実施する国勢調査の経費などが含まれるため、22・9兆増の5487億円となった。重点課題に配分する「新しい日本のための優先課題推進枠」には523億円を計上した。

重点施策に位置付けたのは、人口減少や超高齢化でも持続可能な「Society 5.0」時代の地域社会の構築に向けた、情報通信インフラの整備だ。高速、大容量の5Gの展開に欠かせない携帯電話基地局や光ファイバー網を整備する通信会社などへの補助に132億9000万円を計上した。

地域の企業や自治体が独自に構築する「ローカル5G」の実現に向け

政 策

た実証実験には70億1000万円を盛り込んだ。20年から携帯電話大手が商用サービスを始める5Gは、高速、大容量の通信が可能で、過疎地での遠隔医療や自動走行などへの活用が期待されている。同省は、ローカル5Gの制度を年内に整備する。

総務省所管の情報通信研究機構（NICT）を中心に、多言語翻訳技術の高度化に向けた研究開発に乗り出す。人工知能（AI）を用いて、講演や会議での発言を複数の外国語に同時通訳できるシステムの構築を目指す。

交付率が低迷するマイナンバーカードの普及も重点施策の一つだ。市区町村の交付事務に対する財政支援を大幅に拡充し、関連経費は前年度の10倍超に当たる651億9000万円を要求した。

20年度に実施するマイナンバーカードを使った消費活性化策の経費は、額を明示しない事項要求とした。政府は、マイナンバーカード所持者が、スマートフォン向け決済サービスに現金をチャージすれば、全国どこでも使える「マイナポイント」を付与する仕組みとする方針。ポイントの上乗せ率は25%を軸に検討している。

消防関係では、20年東京五輪・パ

オリンピックにおける消防・救急体制に万全を期すため、各地からの応援体制の構築やテロに対応する資機材の整備を進める。各競技会場で200人の警戒体制を敷くことを想定。テロへの対処能力を向上させるため、国民保護共同訓練の実施や、自治体による避難実施要領の作成を推進する。大規模災害時に各地から参集する緊急消防援助隊の車両や資機材も増強する。

統計関連では、厚生労働省による毎月勤労統計の不正問題を受けた再発防止策として、統計委員会の機能を強化。統計に関する知見が乏しい府省をサポートするため、統計委員会事務局に集めた専門家を派遣する。

（時事通信社内政部 吉本 直史）

都道府県町村会長の略歴

福島県町村会は令和元年6月5日の定期総会で次の通り会長を選出した。（6月5日就任）

福島県町村会長
やまがしほはら
耶麻郡北塩原村長

小 椋 敏一
おぐら としいち

昭和22年10月27日生



【住所】耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢527番地の5

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和55年4月北塩原村役場奉職▽平成7年総務課長▽平成10年教育委員会教育次長▽平成12年企画調整課参事兼課長▽平成13年4月收入役▽平成19年4月副村長

【町村会関係の経歴】▽平成23年7月福島県町村会理事

【主な業績】▽観光・防災WiFi

▽環境整備事業▽裏磐梯地区観光施設再生整備事業▽村内全地区光ファイバー通信（BB・地デジ）整備工事▽タブレット端末を活用した教育環境整備▽防災行政無線のデジタル化

【趣味】スポーツ観戦・園芸

【家族】妻

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。
- 集団契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

▶ トライアルステイ参加者の女性が農業体験

現地レポート 町村独自のまちづくり



耕作放棄地と空き家を活用した移住施策
『半農半X』で豊かなライフスタイルが実現できる町を目指して

福岡県 香春町

「弱み」を「強み」に変えて

香春町は福岡県の東北部に位置し、町域の6割強を山林が占めている緑豊かな町です。県内を縦横断する国道201号と322号がクロスする交通の要衝であり、福岡、北九州両政令都市へのアクセスが良好なため、「都市間イナカ」をキャッチフレーズにしている町です。

人口は10,943人(令和元年6月末現在)、高齢化率は約40%で、人口減少及び少子高齢化が急速に進行する中、平成27年度に地方版総合戦略を策定するにあたり、いかにして本町への「ひとの流れ」をつくるかということを最優先に、若手職員を中心に議論しました。UターンやIターンといった移住者を増やすにはどうしたらよいか。それにはやはり本町で実現できる

魅力あるライフスタイルを発信し、「香春町で暮らしたい」と思っていただけで必要がありません。

では、本町で実現可能なライフスタイルとは何か。町の資源や「強み」を挙げようと試みましたが、出てくるのは「弱み」ばかり。「雇用の場がない」「空



▶ 特に山間部で耕作放棄地が増加している



フォーラム

「家が近い」「耕作放棄地が増えている」等。議論が行き詰まりを見せたとき、逆転の発想で、これを「強み」として捉えたらどうかという意見が上がりました。つまり、移住希望者に対して、住む場所と農地であれば、いくらでも提供できるのではないかと。これは、移住施策にとっては貴重な資源となります。

すくさま「空き家×農地」の組み合わせで実現できるライフスタイルを探しました。田畑を耕しながら古民家に住むイメージでありながら、若者にとって魅力的なライフスタイルはないものか。そこでたどり着いたのが、京都府綾部市の塩見直紀さんが提唱している「半農半X」というライフスタイルです。

「半農半X」とは、自分や家族が食べる分の食料は小さな自給農でまかない、残りの時間は「X」、つまり自分のやりたいことに費やすという生き方です。町内には大きな雇用場はないので、移住者には自分のしごと「X」を持ち込んでいただくという都合の良い考え方ではありましたが、その代わりに住む場所と農地に関しては町が全力で斡旋しようということで、何とか地方版総合戦略の策定に漕ぎつけました。

▲香春町移住・交流の拠点「採銅所駅舎内第二待合室」



移住・交流の拠点構想

移住者を本格的に増やそうとしたとき、そこにはやはり移住相談のワンストップ窓口が必要です。また、ターゲットである移住希望者に向けて、本町の魅力的なライフスタイルを情報発信しなければなりません。そして、いきなり移住とまではいかないにしても、まずは本町を訪れるきっかけとしての

イベントも用意すべきだと考えました。

これらを一手に担う「移住・交流の拠点」をつくらうということになり、「半農半X」のイメージにピッタリな農村地帯・採銅所地区にある無人駅のJR採銅所駅舎を改装し、平成29年5月に「第二待合室」をオープンさせました。「第二待合室」というネーミングには、従来から存在していた列車の待合室に対する「もう一つの待合室」という意味と、「新しい暮らし」への乗り換えが実現できるように、移住希望者や地域住民、空き家情報や農地情報など、様々なヒトやコトが待ち合わせの場所としての意味が込められています。

ここにスタッフとして、交流イベント担当、空き家バンク担当、情報発信担当の3人の地域おこし協力隊員を配置し、活動を開始したところ、年間に延べ約2,000人の方が来館し、そのうち約60人の方が移住相談をするという結果になりました。

地域おこし協力隊の受け入れ

「第二待合室」のスタッフとして地域おこし協力隊制度を活用したのは、彼ら自身が移住者として本町への定着を目指しており、移住希望者にとってお手本的な存在であるという点、そして移住者目線で相談に乗ったり、情

報発信したりすることができるという点に着目したからです。

本町の協力隊制度は、本人の定住を第一とし、任期後の独立に向けての活動に重点を置いてもらっています。それでは移住促進の仕事は二の次になり、芳しい成果は得られないのではないかと懸念もありました。しかし、自らの独立に向けての活動の様子を情報発信することが、そのまま本町での魅力あるライフスタイルの発信になっており、活動で得た人脈や情報を駆使して移住相談に乗ったり、イベントづくりをしたりという流れができており、しっかりと移住促進の取組ができていくと評価しています。

さて、情報発信の手段としては、香春町移住情報サイト「カワラカケル」内の協力隊ブログ、フェイスブック、



▲初代地域おこし協力隊員の3人

フォーラム

インスタグラム、ツイッターといったインターネットやSNSを中心に行っています。興味を惹き付けられるよう、戦略的に取り組んできた結果、フェイスブックについては2,000人を超えるフォロワーを獲得するまでに至りました。

このように情報発信に努めてきた成果が、新規に協力隊員を募集した際の応募数に表れてきました。近隣自治体が募集に苦戦しているにもかかわらず、本町では第2期生1名の募集に対し4名、第3期生2名の募集に対し11名の応募があったのです。その理由を知るために、採用面接の際になぜ香春町を選んだかを尋ねると、口々に「協力隊がどんなことをやっているのが、よく見えたから」と答えてくれました。

協力隊員の採用といえども、移住者の受け入れであることには変わりありません。移住施策にとって大切なのは、その町がどんな町であり、どんな人がどんな暮らしを営んでいるかがよく分かるように情報発信することだと痛感した次第です。

「半農」の支援

さて、ここからは、「半農半X」的なライフスタイルが実現できる町を目指す具体的な取組をこ

紹介します。まずは「半農」の支援から。香春町には独自の「農地バンク」制度があります。農地の所有者から登録申請を受け、町のホームページの地図上にフラグで表示しています。これをクリックすると、土地の面積や種類、現況などを確認でき、現地の写真も見ることができます。利用の申し込みがあった場合は、役場が橋渡しとなり、所有者に連絡します。貸借条件の交渉や契約は原則当事者同士で行ってもらっています。この「農地バンク」には、これまで122件133、562



「かわら農業塾」参加者のみなさん

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～



地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(令和元年8月時点)

地方支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和元年8月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。 >>> <http://www.jfm.go.jp>



フォーラム

mの登録があり、うち48件54、945㎡分の農地が活用されています。

本町の「農地バンク」制度の特徴は、農業未経験者でも少ない面積から利用することができるということ。これにより、本格的農業ではなくとも、移住者が自給的な家庭菜園レベルから気軽に取り組める環境を提供しています。

もう一つの「半農」支援策は、「かわら農業塾」です。この塾は、土を触ったことがないという全くの初心者から、農業を学びなおしたいというベテランの人まで、幅広い参加者を受け入れ、さらに町外在住者の受講も認めています。町民、移住者、町外在住者が交流を深めながら、楽しく学ぶ中で、「半農」の普及が促進されていますし、町外在住者が町内で耕作を始めるという動きも出てきており、将来的な移住が期待されています。

「半X」はどうする??

では「半X」の支援はどうしているのか。当初、しごとの持ち込みを期待していたところでもあり、正直に申し上げまして取組が進んでいない部分です。

しかし、モデルケースとしての地域おこし協力隊が、自らの独立に向け、民泊、飲食業、染色、竹細工など、地域資源を活用したしごとづくりに励んでおり、その様子を情報発信したり、



▲地域資源である竹の葉で染色している様子

交流イベントで披露したりすることが移住希望者にとつての「半X」づくりのヒントとなっています。

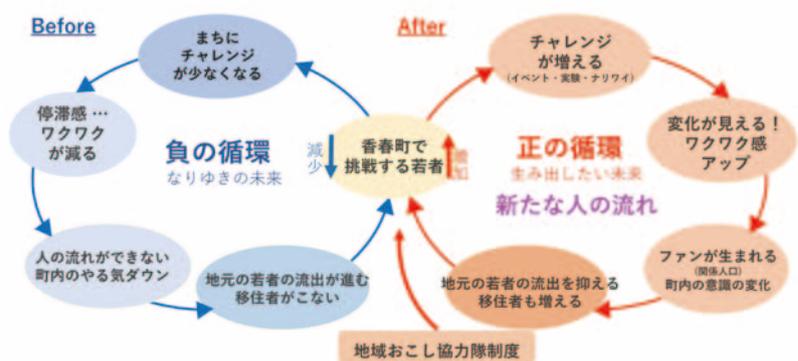
また、「農業塾」に対抗して「ナリワイ道場」という取組を構想中で、地域おこし協力隊員が中心となり、参加者と一緒に、本町で取組可能な「ナリワイ」を研究したり、実験したりするというところを始めようとしています。

任期後の協力隊

平成31年3月末をもって、協力隊の第1期生が任期を終えましたが、彼らは全員、引き続き町内に在住することを選択してくれました。そしてそれぞれ民泊業、不動産業、英語指導助手を

香春町の協力隊制度が目指したい変化

香春町が「地域おこし協力隊制度」を通じて目指したい「変化」



いく負の循環に陥っていたように感じています。そこへ協力隊制度により、強制的に「挑戦する若者」を投入した結果、地域に「ワクワク感」が生まれ、少しずつ若者が集まるようになり、それが更なる「挑戦」を生むといった好循環が成立しつつあります。

今後の展望

移住・交流の拠点及び地域おこし協力隊制度を中心に据えた移住施策は、着手から3年を経過し、人口社会増減の改善という形で着実に成果を出しています。しかし、当初描いていた「半農半X」的生活を送るモデルケースのような移住者は、ごく少数です。ほとんどの移住者は、すでにリタイアされて第二の人生を送る方、もしくは北九州都市圏などへの通勤型の方であり、『半農半X』で豊かなライフスタイルが実現できる町と呼ばれるようになるには、まだまだ地道な取組の積み重ねが必要と考えています。今後とも協力隊員たちと共に頑張っていきたいと思えます。

香春町長 筒井 澄雄

随 想

高取町は、日本の古代史のふるさと・飛鳥地方に位置する人口約6,700人の町です。町内には、古墳時代から飛鳥時代の貴重な遺跡が数多く残っています。また、日本三大山城といわれる高取城は、平成18年に日本百名城に認定されたことに加え、昨年放送されたNHKの特別番組では、「日本最強の城」の称号を与えられました。産業の面では、古くから菓の町として栄え、今でも製菓産業は町の主要産業です。しかし、財政基盤は脆弱で、平成



随 想

**県・近隣市町村と共に
進めるまちづくり**

たかとり うえむら いえただ
奈良県町村会長・高取町長 **植村 家忠**

16年度から20年度までの5年間、実質収支が赤字となりました。私は平成20年3月に町長に就任して以降、町民の皆さんや町職員と一丸となって財政再建・行財政改革を押し進め、近年ようやく厳しいながらも安定的な財政運営を行えるようになりました。

また、全国的な人口減少・少子高齢化の波は、わが高取町にも押し寄せています。この10年で人口は約1,000人減少し、高齢化率は約40%に達しています。

このような中で、限られた財源とマンパワーを有効に活用して町の活性化を図るため、奈良県とまちづくり包括協定を締結しました。これは、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で協定を締結し協働で実施するというもので、本町は平成27年に町村で初めて協定を締結しました。協定に基づく計画には、現時点でハード・ソフト合わせて50以上の事業を計上し、県の支援を受けながらまちづくりを進めています。

そのうちの主な事業として、高取城跡の保存と活用を計上しています。上述のとおり高取城はまちのシンボルともいふべき史跡ですが、国指定史跡であるため整備が制限されることや、標高583メートルの山中に位置するという地理的条件等により、これまで本格的な整備が行われてきませんでした。町としては高

取城跡を町の活性化に活用するとともに次の世代に引き継ぐため、トイレや案内サインといった周遊拠点の整備、景観向上のための支障木の伐採、倒木により通行に支障が生じている登城道の整備等を計画として計上しています。

高取城の城下町筋である土佐街道沿いには、今年度中のプレオープンを目指して新たな交流拠点施設を建設中です。ここでは定期的なワークショップを開催や、「菓の町」にちなんだハーブティーカフェのオープンを計画しています。この場所が都市住民と地域住民を結ぶ場として機能し、ここで生まれた新たな人間関係が将来的に高取町への移住のきっかけになってくれることを期待しています。

また、町内に数多く存在する古墳群を活かすため、古墳を通じたまち・地域の魅力化に関する事業も計画として計上しています。従前から継続して行っている古墳群の整備とあわせて周遊ルートや案内サインの整備を行うもので、隣接する橿原市・明日香村にまたがる広域的な整備を目



▲飛鳥ナンバー

指すものです。

そのほか、農業関連の事業も計上しています。ハード面ではパーベキューも可能な農業拠点施設の整備、ソフト面では高取町産農産物のブランド戦略展開事業や新規就農者の受け入れ・フォローアップ、また、空き家と農地を一体で提供できる仕組みづくりの研究等により、高取農業の魅力化を目指しています。

県との協定のほか、近隣市町村との連携も図っています。橿原市・明日香村と高取町の3市町村で「飛鳥広域行政事務組合」を結成し、観光や地域のPRだけでなく、廃棄物処理といった共通する行政課題にも取り組んでいます。この飛鳥地域の連携の成果は、奈良県内の市町村の先進的なモデルといえるものです。

また、古来より相互に交流がある飛鳥川流域の5つの市町村(橿原市・明日香村・田原本町・三宅町・高取町)により、地方版ナンバープレート(の導入を目指し取り組んできました。昨年国土交通省において導入が決定され、一般アンケートによりデザインが選定された「飛鳥ナンバー」が、来年から交付されます。これにより、地域の知名度の向上、地域振興、観光振興などへの効果が期待されます。

このように、県や近隣市町村と連携した取組を進めることにより、高取町のポテンシャルを最大限に引き出し、この町の魅力をさらに高めてまいります。

さまざまな「集いの場」を演出いたします

東京でのイベントに最適な絶好のロケーションを誇る全国町村会館。かけがえのないひとときを、上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー 職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの会議室がございます。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランもお気軽にご利用ください

全国町村会館には、会議室・宴会場のほかに、ふたつのレストランもございます。お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のイメージ	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - タクシー東京駅から約20分

